

PATENT ASSIGNMENT COVER SHEET

Electronic Version v1.1
 Stylesheet Version v1.2

EPAS ID: PAT4390819

SUBMISSION TYPE:	NEW ASSIGNMENT
NATURE OF CONVEYANCE:	CHANGE OF NAME
CONVEYING PARTY DATA	
Name	Execution Date
POLYMATECH CO., LTD.	12/28/2012
RECEIVING PARTY DATA	
Name:	POLYMA ASSET MANAGEMENT CO., LTD.
Street Address:	8-16, NIHONBASHI HONCHO 4-CHOME
Internal Address:	CHUO-KU
City:	TOKYO
State/Country:	JAPAN
PROPERTY NUMBERS Total: 5	
Property Type	Number
Patent Number:	7419722
Patent Number:	7291381
Patent Number:	8137806
Patent Number:	7262489
Patent Number:	8287975
CORRESPONDENCE DATA	
Fax Number:	(612)359-9349
<i>Correspondence will be sent to the e-mail address first; if that is unsuccessful, it will be sent using a fax number, if provided; if that is unsuccessful, it will be sent via US Mail.</i>	
Phone:	612-677-9050
Email:	Emily.Whitcomb@stwiplaw.com
Correspondent Name:	SEAGER, TUFTE & WICKHEM LLP
Address Line 1:	100 S. 5TH STREET
Address Line 2:	SUITE 600
Address Line 4:	MINNEAPOLIS, MINNESOTA 55402
ATTORNEY DOCKET NUMBER:	1018
NAME OF SUBMITTER:	EMILY WHITCOMB
SIGNATURE:	/Emily Whitcomb/
DATE SIGNED:	04/28/2017
Total Attachments: 16	

source=NAME_CHANGE_(Polyma_Asset_Management)#page1.tif
source=NAME_CHANGE_(Polyma_Asset_Management)#page2.tif
source=NAME_CHANGE_(Polyma_Asset_Management)#page3.tif
source=NAME_CHANGE_(Polyma_Asset_Management)#page4.tif
source=NAME_CHANGE_(Polyma_Asset_Management)#page5.tif
source=NAME_CHANGE_(Polyma_Asset_Management)#page6.tif
source=NAME_CHANGE_(Polyma_Asset_Management)#page7.tif
source=NAME_CHANGE_(Polyma_Asset_Management)#page8.tif
source=NAME_CHANGE_(Polyma_Asset_Management)#page9.tif
source=NAME_CHANGE_(Polyma_Asset_Management)#page10.tif
source=NAME_CHANGE_(Polyma_Asset_Management)#page11.tif
source=NAME_CHANGE_(Polyma_Asset_Management)#page12.tif
source=NAME_CHANGE_(Polyma_Asset_Management)#page13.tif
source=NAME_CHANGE_(Polyma_Asset_Management)#page14.tif
source=NAME_CHANGE_(Polyma_Asset_Management)#page15.tif
source=NAME_CHANGE_(Polyma_Asset_Management)#page16.tif

Certificate of All Historical Matters (Partial Translation)

8-16, Nihonbashi Honcho 4-chome, Chuo-ku, Tokyo
Polyma Asset Management Co., Ltd.

Corporate Registration Number	0100-01-057088	
Name of Company	<u>Polymatech Co., Ltd.</u>	Changed on July 1, 1997
	Polyma Asset Management Co., Ltd.	Changed on December 28, 2012 Registered on December 28, 2012
Principal Office	8-16, Nihonbashi Honcho 4-chome, Chuo-ku, Tokyo	
Method of Public Notice	<u>Public notification shall be made by printing on Nikkan Kougyo Shinbun.</u>	Changed on March 30, 2010 Registered on April 7, 2010
	Public notification shall be made by printing on official gazettes.	Changed on April 5, 2013 Registered on April 12, 2013
Date of Incorporation	December 22, 1947	
Company Split	Split to PT Establishment Preparation Co., Ltd. located in 16-1, Hirakawa-cho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo on December 28, 2012 Registered on December 28, 2012	
Civil Rehabilitation	Tokyo District Court commenced civil rehabilitation proceedings on August 3, 2012 Registered on August 7, 2012	
	Tokyo District Court approved civil rehabilitation plan on April 2, 2013 Registered on April 3, 2013	
Matters related to registration record	Pursuant to item 3 of Supplementary Provisions to Ministerial Decree No. 15 of 1989 of Ministry of Justice Transferred on May 20, 1999	

This is a document certifying that the foregoing is the entire unclosed matters recorded in the corporation register.

December 8, 2015

Saitama District Legal Affairs Bureau,
Registrar Takeshi Sato (seal)

履歴事項全部証明書

東京都中央区日本橋本町四丁目8番16号
ポリマ資産管理株式会社

会社法人等番号	0100-01-057088	
商号	ポリマテック株式会社	平成9年7月1日変更
	ポリマ資産管理株式会社	平成24年12月28日変更 平成24年12月28日登記
本店	東京都中央区日本橋本町四丁目8番16号	
公告をする方法	日刊工業新聞に掲載する方法により行う。	平成22年3月30日変更
		平成22年4月7日登記
	当会社の公告は、官報に掲載する方法により行う。	平成25年4月5日変更
		平成25年4月12日登記
会社成立の年月日	昭和22年12月22日	
目的	1. ゴム及びプラスチック等の有機高分子化合物を主材料とする、次の機械の部品の製造、販売並びに輸出入 (1) 精密機械 (2) 電気・通信機器 (3) 工作機械 (4) 運輸・運搬機械 (5) 医療用機械 (6) 産業用機械 2. 前号部品の製造機械の製造、販売並びに輸出入 3. コンピューターのソフトウェアの設計、開発、販売並びに輸出入 4. 前各号に付帯関連する一切の業務	
発行可能株式総数	1860万株	平成20年3月31日変更
		平成20年4月11日登記
	5株	平成25年4月4日変更
		平成25年4月12日登記

発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 560万株 各種の株式の数 普通株式 500万株 A種優先株式 60万株	平成20年 3月31日変更
		平成20年 4月11日登記
	発行済株式の総数 0株	平成25年 4月 4日変更
		平成25年 4月12日登記
	発行済株式の総数 1株	平成25年 4月 4日変更
		平成25年 4月12日登記
株券を発行する旨 の定め	当会社は、株式に係る株券を発行する。 平成19年 3月29日変更 平成19年 4月13日登記	
資本金の額	金16億6950万円	平成18年 3月31日変更
		平成18年 4月 6日登記
	金4950万円	平成24年10月31日変更
		平成24年11月 7日登記
	金4955万円	平成25年 4月 4日変更
		平成25年 4月12日登記
発行可能種類株式 総数及び発行する 各種の株式の 内容	普通株式 1800万株 A種優先株式 60万株 但し、普通株式につき消却が行われたとき、又はA種優先株式につき消却若しくは普通株式への転換が行われたときは、これに相当する株式数を減ずる。 1. A種優先配当金 ①. 優先配当金の額 剰余金の配当については、各決算期の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、各決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は、普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株当たり、年50円の剰余金の配当（以下「A種優先配当金」という。）を行う。なお、第5項又は第6項に従いA種優先株式の全部又は一部の取得が行われ、取得価額が支払われた場合は、当該取得がなされるA種優先株式に関しては、当該取得がなされる日の直前に開催された定時株主総会の終結日が属する事業年度以降の期間（同事業年度を含む。）に対応するA種優先配当金は発生しないものとする。また、第2項に従いA種優先株式に係る残余財産の分配が行われた場合は、当該分配がなされるA種優先株式に関しては、当該分配がなされる日の直前に開催された定時株主総会の終結日が属する事業年度以降の期間（同事業年度を含む。）に対応するA種優先配当金は発生しないものとする。	

②. 累積条項

ある事業年度において、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積し、累積した不足額（以下「A種優先株式累積未払配当金」という。）については、A種優先配当金に先立ってこれをA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に支払う。

③. 非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、A種優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

2. 残余財産の分配

①. 残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、次の算式による金額を支払うものとする。

$$\text{A種優先株式1株当たりの残余財産分配額} = 1000\text{円} + 1\text{株当たりのA種優先株式累積未払配当金} + 50\text{円} \times \text{残余財産分配日までの経過日数}$$

上記算式における残余財産分配日までの経過日数とは、当該分配がなされた日の直前に開催された定時株主総会の終結日が属する事業年度の初日（同日を含む。）から当該分配がなされた日までに経過した年数（零又は正の整数）に、対象事業年度残余日数を、365（対象事業年度残余日数該当期間の初日を起算日とする1年に2月29日が含まれる場合は366）で除した数（小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）を加算した数値とする。対象事業年度残余日数とは、上記経過済み対象事業年度年数の計算にあたり切り捨てられた、当該分配がなされた日（同日を含む。）までの1年に満たない期間に相当する実日数をいう。

②. A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配を行わない。

3. 議決権

A種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

4. 買受・消却

当社は、取締役会決議に基づき、いつでもA種優先株式の全部又は一部を配当すべき利益をもって買い受け、さらにこれを消却することができる。当社が本項の定めに従ってA種優先株式を買い受ける場合、他の種類の株式を有する株主は、会社法第160条第3項の請求はなしえず、同株主に関する請求権にかかる同条第2項の招集通知の記載を要しない。

5. 取得請求権

A種優先株主は、当社に対し、平成23年4月1日以降、A種優先株式の全部又は一部を取得することを当社に対して請求することができ、当社は、A種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式を取得するのと引き換えに、当該取得請求の日における法令上取得に用いることのできる金額（以下「取得限度額」という。）の範囲内で、以下に定める取得価額をA種優先株主に支払うものとする。但し、当該取得請求の日における当社の取得限度額を超えてA種優先株主から取得請求があった場合、取得すべきA種優先株式は取得請求される株数に応じた比例按分の方法により決定する。取得価額は、A種優先株式1株につき次の算式により得られる金額とする。

$$\text{A種優先株式1株当たりの取得価額} = 1000\text{円} \times (1 + 0.01 \times \text{経過年数}) + 1\text{株当たりのA種優先株式累積未払配当金} + 50\text{円} \times \text{経過済み対象事業年度年数}$$

上記算式における経過年数とは、平成18年4月1日を起算日とし当該取得がなされた日までに経過した年数（零又は正の整数）に、残余日数を3

65 (残余日数該当期間の初日を起算日とする1年に2月29日が含まれる場合は366) で除した数 (小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。) を加算した数値とする。残余日数とは、上記経過年数の計算にあたり切り捨てられた、当該取得がなされた日 (同日を含む。) までの1年に満たない期間に相当する実日数をいう。また、経過済み対象事業年度年数とは、当該取得がなされた日の直前に開催された定時株主総会の終結日が属する事業年度の初日 (同日を含む。) から当該取得がなされた日までに経過した年数 (零又は正の整数) に、対象事業年度残余日数を365 (対象事業年度残余日数該当期間の初日を起算日とする1年に2月29日が含まれる場合は366) で除した数 (小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。) を加算した数値とする。対象事業年度残余日数とは、上記経過済み対象事業年度年数の計算にあたり切り捨てられた、当該取得がなされた日 (同日を含む。) までの1年に満たない期間に相当する実日数をいう。

6. 取得条項

当社は、平成18年4月1日以降、当社が別に定める日 (以下「取得事由発生日」という。) が到来した場合、A種優先株主及びA種優先登録株式質権者の意思にかかわらず、取得事由発生日における取得限度額の範囲内で、以下に定める取得価額をA種優先株主に支払うことにより、A種優先株式の全部又は一部を取得することができる。一部取得の場合は、各A種優先株主が保有するA種優先株式の数に応じた比例按分の方法により行う。A種優先株式1株当たりの取得価額は、次の算式により得られる金額とする。

A種優先株式1株当たりの取得価額 = $1000円 \times (1 + 0.02 \times \text{経過年数}) + 1株当たりのA種優先株式累積未払配当金 + 50円 \times \text{経過済み対象事業年度年数}$

上記算式における経過年数とは、平成18年4月1日を起算日とし当該取得がなされた日までに経過した年数 (零又は正の整数) に、残余日数を365 (残余日数該当期間の初日を起算日とする1年に2月29日が含まれる場合は366) で除した数 (小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。) を加算した数値とする。残余日数とは、上記経過年数の計算にあたり切り捨てられた、当該取得がなされた日 (同日を含む。) までの1年に満たない期間に相当する実日数をいう。また、経過済み対象事業年度年数とは、当該取得がなされた日の直前に開催された定時株主総会の終結日が属する事業年度の初日 (同日を含む。) から当該取得がなされた日までに経過した年数 (零又は正の整数) に、対象事業年度残余日数を365 (対象事業年度残余日数該当期間の初日を起算日とする1年に2月29日が含まれる場合は366) で除した数 (小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。) を加算した数値とする。対象事業年度残余日数とは、上記経過済み対象事業年度年数の計算にあたり切り捨てられた、当該取得がなされた日 (同日を含む。) までの1年に満たない期間に相当する実日数をいう。

7. 優先株式の併合又は分割、株式無償割当、募集株式等の割当てを受ける権利等

当社は、法令に定める場合を除き、A種優先株式について株式の併合又は分割は行わず、又A種優先株主に対しては、株式無償割当てを行わない。普通株主に対して募集株式、募集新株予約権若しくは新株予約権付社債が付与される場合であっても、それらの引受権を与えない。

8. 優先株式の取得請求

A種優先株主は、A種優先株式発行に際し取締役会の決議で定める取得を請求することができる期間 (以下「取得請求期間」という。) 中、当社に

対して当該優先株主の有するA種優先株式の取得を請求することができる。
当社は当該優先株式の取得と引換に当該優先株主に対して当社の普通株式を交付することとし、当該優先株式1株の取得請求により交付する普通株式の数等の取得の条件は、当該取締役会決議で定める。

9. 優先配当金の除斥期間

当社のA種優先配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

10. 転換の条件

A種優先株主は、平成23年4月1日（以下「転換請求期間開始日」という。）から平成28年4月30日までの間、以下に定める転換の条件で、当該未取得のA種優先株式の取得と引換えに当社の普通株式の交付を請求することができる。但し、転換請求期間開始日は、1）平成18年12月期以降3決算期連続でA種優先配当金の支払いがなされなかった場合は、当該3回目の決算期にかかる定時株主総会開催日の直後の4月1日に、2）平成18年12月期以降2決算期連続で基準連結財務諸表に基づく営業利益が赤字となった場合は、当該2回目の決算期にかかる定時株主総会開催日の直後の4月1日に、3）平成18年12月期以降のある決算期にかかる基準連結財務諸表に基づく純資産がマイナスとなった場合は、当該決算期にかかる定時株主総会開催日の直後の4月1日に、それぞれ変更されるものとする。

①. 当初転換価額

当初転換価額は、平成19年4月1日の1株当たりの時価とする。

なお、本項において時価とは、時価の算定基準日（以下「算定基準日」という。）における以下の（a）又は（b）のいずれか低い価額に0.8を乗じた価額（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。）又は当該価額が50円（以下「下限転換価額」といい、本項第③号による調整を受ける。）未満の場合は下限転換価額をいう。

（a）以下の（i）又は（ii）のいずれか高い価額

（i）算定基準日時点の最新の基準連結財務諸表上の償却前営業損益に7.0を乗じた後、当該基準連結財務諸表上の実質有利子負債を減算したものを、算定基準日現在における発行済み普通株式数（A種優先株式の転換により発行された普通株式数及び自己株式数は発行済み普通株式数から控除されるものとし、潜在株式（A種優先株式の潜在株式を除く。）を含むものとする。以下本項において同じ。）で除した価額

（ii）算定基準日時点の基準連結財務諸表上の経常損益に9.0を乗じたものを、算定基準日現在における発行済み普通株式数で除した価額

（b）算定基準日における最新の基準連結財務諸表上の純資産を、算定基準日現在における発行済み普通株式数で除した価額

②. 転換価額の修正

転換価額は、平成20年4月1日以降、毎年4月1日（以下「転換価額修正日」という。）に、各転換価額修正日の時価（前号の規定に基づき転換価額修正日を算定基準日として算出される時価をいう。）に修正される。

③. 転換価額の調整

（a）A種優先株式発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり転換価額を調整する。

（i）株式の分割により普通株式を発行する場合、以下の算式により転換価額を調整する。但し、以下の算式においては、自己株式の数及び株式分割により自己株式に割り当てられる株式の数を含まないものとする。

調整後転換価額 = 調整前転換価額 ×	$\frac{\text{株式分割前発行済株式数}}{\text{株式分割後発行済株式数}}$
調整後の転換価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。	
(ii) 普通株式の株式併合を行うときは、株式併合の効力発生の時をもって以下の算式により、転換価額を調整する。但し、以下の算式においては、自己株式の数は含まないものとする。	
調整後転換価額 = 調整前転換価額 ×	$\frac{\text{併合前発行済株式数}}{\text{併合後発行済株式数}}$
(iii) 調整前の転換価額を下回る金額をもって普通株式を発行又は自己株式を処分する場合（但し、普通株式に転換され若しくは転換できる証券または普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使による場合を除く。）の転換または行使により転換価額を調整する。なお、調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、また、株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。なお、自己株式処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「1株当たりの払込金額」は「1株当たりの処分価額」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。	
	$\frac{\text{新規発行 1株当たり株式数} \times \text{の払込金額} - \text{自己株式数}}{\text{調整前転換価額}}$
調整後 転換価額 = 調整前 転換価額 ×	$\frac{(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) + \text{新規発行株式数}}{\text{既発行株式数} - \text{自己株式数} + \text{新規発行株式数}}$
但し、本 (iii) 号による転換価額の調整は、A種優先株式の発行済株式総数の過半数を有するA種優先株主がかかる調整を不要とした場合には行われない。	
(iv) 調整前の転換価額を下回る価額をもって普通株式に転換される株式を発行又は処分する場合、かかる株式の払込期日に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式全てが転換されたものとみなし、転換価額調整式において「1株当たりの払込金額」としてその株式の転換価額を使用して計算される額を、調整後の転換価額とする。調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、また、株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。	
(v) 新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。）の行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額が調整前の転換価額を下回ることになる新株予約権を発行する場合、かかる新株予約権の発行日に、また、株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが行使されたものとみなし、転換価額調整式において「1株当たりの払込金額」として新株予約権の行使により発行される普通株式1株当たりの発行価額を使用して計算される額を、調整後の転換価額とする。調整後の転換価額は、その発行日の翌日以降又は割当日の翌日以降これを適用する。但し、本 (v) 号による転換価額の調整は、当社又は子会社若しくは関連会社の取締役、監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権、第1回無担保新株引受権付社債（分離型）及び平成18年3月10日の取締役会決議に基づ	

	き発行される第2回新株予約権には適用されないものとする。 (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、次の各号に該当する場合には、A種優先株主及びA種優先登録質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後の転換価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上で事前に同意を得た場合には、転換価額を取締役会にて適当と判断する転換価額とする。 (i) 合併、株式交換、株式移転、会社分割、若しくは資本の減少のために転換価額の調整を必要とするとき。 (ii) 前(i)号のほか、発行済普通株式数(ただし、自己株式の数を除く。)の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって転換価額の調整を必要とするとき。 (iii) 上記(a)の(iv)号に定める株式の転換可能期間が終了したとき。但し、当該株式すべてが転換された場合を除く。 (iv) 上記(a)の(v)号に定める新株予約権の行使期間が終了したとき。但し、当該新株予約権すべてにつき行使請求が行われた場合を除く。 (c) 転換価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。 (d) 転換価額の調整に際し計算を行った結果、調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、調整前転換価額はこの差額を差引いた額とする。 (e) 転換価額の調整が行われる場合には、当社は、関連事項決定後、A種優先株主又はA種優先登録質権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の転換価額、適用の日及びその他の必要事項を通知しなくてはならない。 ④. 転換により発行すべき普通株式数 (a) A種優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。 $\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{A種優先株主が転換請求のために提出したA種優先株式の発行価額総額}}{\text{転換価額}}$ (b) 転換の結果発行すべき株式数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨て、現金による調整を行わない。 平成20年 3月31日変更 平成20年 4月11日登記
	平成25年 4月 5日廃止 平成25年 4月12日登記
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式の譲渡による取得については、株主又は取得者は取締役会の承認を要する。 平成19年 3月29日変更 平成19年 4月13日登記 当会社の株式の譲渡による取得については、株主又は取得者は株主総会の承認を要する。 平成25年 4月 5日変更 平成25年 4月12日登記

東京都中央区日本橋本町四丁目8番16号
ポリマ資産管理株式会社

株主名簿管理人の 氏名又は名称及び 住所並びに営業所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店 平成15年 3月12日変更		平成15年 3月12日登記
	平成24年10月29日株主 名簿管理人みずほ信託銀行株 式会社本店を廃止		平成24年11月 7日登記
役員に関する事項	取締役	西 平 俊 裕	平成23年 3月31日重任
			平成23年 4月12日登記
		西 平 俊 裕	平成24年 3月30日重任
			平成24年 4月 4日登記
			平成24年12月28日辞任
			平成24年12月28日登記
	取締役	紺 野 周 一	平成23年 3月31日重任
			平成23年 4月12日登記
		紺 野 周 一	平成24年 3月30日重任
			平成24年 4月 4日登記
			平成24年12月28日辞任
			平成24年12月28日登記
	取締役	大 久 保 善 彦	平成23年 3月31日重任
			平成23年 4月12日登記
		大 久 保 善 彦	平成24年 3月30日重任
			平成24年 4月 4日登記
		大 久 保 善 彦	平成25年 3月29日重任
			平成25年 4月12日登記
			平成25年 4月 5日辞任
			平成25年 4月12日登記

	<u>取締役</u>	<u>小 牧 賢 司</u>	平成23年 3月31日重任
			平成23年 4月12日登記
	<u>取締役</u>	<u>小 牧 賢 司</u>	平成24年 3月30日重任
			平成24年 4月 4日登記
	<u>取締役</u>	<u>小 牧 賢 司</u>	平成25年 3月29日重任
			平成25年 4月12日登記
			平成25年 4月 5日辞任
			平成25年 4月12日登記
	<u>取締役</u>	<u>福 林 憲 男</u>	平成23年 3月31日重任
			平成23年 4月12日登記
	<u>取締役</u>	<u>福 林 憲 男</u>	平成24年 3月30日重任
			平成24年 4月 4日登記
			平成24年12月28日辞任
			平成24年12月28日登記
	<u>取締役</u>	<u>池 田 英 生</u>	平成23年 3月31日重任
			平成23年 4月12日登記
			平成24年 3月30日退任
			平成24年 4月 4日登記
	<u>取締役</u>	<u>野 村 潤 一</u>	平成23年 3月31日重任
			平成23年 4月12日登記
	<u>取締役</u>	<u>野 村 潤 一</u>	平成24年 3月30日重任
			平成24年 4月 4日登記
			平成24年12月28日辞任
			平成24年12月28日登記

東京都中央区日本橋本町四丁目8番16号
ポリマ資産管理株式会社

	取締役 <u>四 戸 健 二 郎</u>	平成23年 3月31日重任
		平成23年 4月12日登記
		平成24年 3月30日重任
		平成24年 4月 4日登記
		平成25年 3月29日重任
		平成25年 4月12日登記
	取締役 <u>塩 田 明</u>	平成23年 3月31日重任
		平成23年 4月12日登記
		平成24年 3月30日退任
		平成24年 4月 4日登記
	取締役 <u>大 隈 徳 一</u>	平成25年 4月 5日就任
		平成25年 4月12日登記
	東京都大田区中央六丁目4番2号 代表取締役 <u>西 平 俊 裕</u>	平成23年 3月31日重任
		平成23年 4月12日登記
		平成24年 3月30日重任
		平成24年 4月 4日登記
		平成24年12月28日退任
		平成24年12月28日登記
	東京都練馬区石神井台二丁目8番32号 代表取締役 <u>大 久 保 善 彦</u>	平成23年 3月31日重任
		平成23年 4月12日登記
		平成24年 3月30日重任
		平成24年 4月 4日登記
		平成25年 3月29日重任
		平成25年 4月12日登記
		平成25年 4月 5日退任
		平成25年 4月12日登記

東京都中央区日本橋本町四丁目8番16号
ポリマ資産管理株式会社

	東京都大田区中央六丁目5番13号 代表取締役 大隈 徳一	平成25年 4月 5日就任
		平成25年 4月12日登記
	<u>監査役</u> 下井 將 惟 (社外監査役) <u>監査役</u> 下井 將 惟	平成23年 3月31日重任
		平成23年 4月12日登記
		平成24年10月29日監査役会の定め廃止により変更
		平成24年11月 7日登記
		平成25年 4月 5日退任
		平成25年 4月12日登記
	<u>監査役</u> 井 上 孜	平成22年 3月30日重任
		平成22年 4月 7日登記
		平成24年11月30日辞任
		平成24年12月28日登記
	<u>監査役</u> 宮 崎 直 (社外監査役)	平成21年 3月30日就任
		平成21年 4月 7日登記
		平成24年10月29日辞任
		平成24年11月 7日登記
	<u>監査役</u> 牧 野 健 一	平成22年 3月30日就任
		平成22年 4月 7日登記
		平成24年12月28日辞任
		平成24年12月28日登記

	<u>会計監査人</u> <u>新日本有限責任監査法人</u> 平成23年 3月31日重任 平成23年 4月12日登記	
	<u>会計監査人</u> <u>新日本有限責任監査法人</u> 平成24年 3月30日重任 平成24年 4月 4日登記 平成24年 9月 6日辞任 平成24年11月 7日登記	
	東京都中央区八重洲2-8-7福岡ビル9階阿部・井窪・片山法律事務所 監督委員 伊 藤 尚 民事再生法により上記の者による監督を命ずる監督委員の同意を得なければすることができない行為（ただし、再生計画認可決定があった後は、この限りでない。） (1)再生債務者が所有又は占有する財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（常務に属する取引に関する場合を除く。） (2)再生債務者の有する債権について譲渡、担保権の設定その他一切の処分（再生債務者による取立てを除く。） (3)財産の譲受け（商品の仕入れその他常務に属する財産の譲受けを除く。） (4)貸付け (5)金銭の借入れ（手形割引を含む。）及び保証 (6)債務免除、無償の債務負担行為及び権利の放棄 (7)別除権の目的である財産の受戻し (8)事業の維持再生の支援に関する契約及び当該支援をする者の選定業務に関する契約の締結	平成24年 7月30日東京地方裁判所の決定
		平成24年 7月31日登記
	非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。 平成19年 3月29日設定 平成19年 4月13日登記
		平成24年10月29日廃止 平成24年11月 7日登記
新株予約権	<u>第2回新株予約権</u> <u>新株予約権の数</u> 200個 <u>新株予約権の目的たる株式の種類及び数</u> <u>新株予約権の目的たる株式の種類</u> 普通株式 <u>新株予約権の目的たる株式の数</u> (1) 本新株予約権1個当たりの新株予約権の目的たる株式の数（以下「目	

的株式数」という。)は、当初2030株とする。

(2) 本新株予約権の目的たる株式の総数は、当初40万6000株とする。
但し、第3号ないし第5号による調整が行われる場合は、それに従って目的たる株式の総数も調整される。

(3) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的株式数を調整するものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後目的株式数＝調整前目的株式数×分割又は併合の比率

(4) 当社が新株を発行する場合（自己株式の処分並びに本新株予約権の行使により新株が発行される場合及び第1回A種優先株式の転換により新株が発行される場合を除く。）は、次の算式により目的株式数を調整するものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後目的株式数＝調整前目的株式数×（発行新株数＋発行済株式総数）÷発行済株式総数

(5) 当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。この場合、第3号の但書きを準用する。

(6) 当社は、前三号の調整を行った場合、調整が行われた旨及びその内容を、遅滞なく本新株予約権の保有者（以下「本新株予約権者」という。）に対して通知する。

各新株予約権の発行価額

無償

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

本新株予約権1個当たりの新株予約権の行使時の払込金額は、当該時点における目的株式数1株当たりの払込金額に目的株式数を乗じた金額とし、1株当たりの払込金額は1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

平成18年4月1日から平成28年4月30日まで。

新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）

(1) 本新株予約権者は、平成23年4月1日又は当社の証券取引法第2条第16項に規定される証券取引所への上場日のいずれか早い方の日以降に限り、その保有する本新株予約権を行使できるものとする。

(2) 新株予約権者は、1個の新株予約権を分割して行使することはできない。

(3) その他の条件は、当社と本新株予約権の割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

	会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件 未行使の新株予約権を当社が取得した場合には、当社はいつでも当該新株予約権を無償で消却することができる。 (会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件) 前記新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合のほか、本新株予約権の権利が未行使である場合には、当社はいつでもこれを無償で取得することができる。 平成18年 5月 1日変更 平成18年 6月29日登記 平成18年 4月 6日登記 平成25年3月5日新株予約権全部消却 平成25年 3月 7日登記
会社分割	平成24年12月28日東京都千代田区平河町二丁目16番1号PT設立準備株式会社に分割 平成24年12月28日登記
取締役会設置会社に関する事項	<u>取締役会設置会社</u> 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記 平成25年 4月 5日廃止 平成25年 4月12日登記
監査役設置会社に関する事項	<u>監査役設置会社</u> 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記 平成25年 4月 5日廃止 平成25年 4月12日登記
監査役会設置会社に関する事項	<u>監査役会設置会社</u> 平成18年 6月29日登記 平成24年10月29日廃止 平成24年11月 7日登記
会計監査人設置会社に関する事項	<u>会計監査人設置会社</u> 平成18年 6月29日登記 平成25年 3月30日廃止 平成25年 4月12日登記
民事再生	平成24年8月3日午後5時東京地方裁判所の再生手続開始 平成24年 8月 7日登記 平成25年4月2日東京地方裁判所の再生計画認可決定確定 平成25年 4月 3日登記

東京都中央区日本橋本町四丁目 8 番 1 6 号
ポリマ資産管理株式会社

登記記録に関する
事項

平成元年法務省令第 1 5 号附則第 3 項の規定により

平成 1 1 年 5 月 2 0 日移記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(東京法務局管轄)

平成 2 7 年 1 2 月 8 日

さいたま地方法務局
登記官

佐 藤 武



整理番号 ア 0 9 1 9 9 1

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

1 5 / 1 5

PATENT